

## 〔登録取消・一時停止 措置実施状況〕（2011年6月度）

不適正な行為が発見された事業所に対しては、以下の事由において車上作動処理業務委託契約の登録取消・一時停止を実施いたしました。

- H23年6月（近畿地方）  
エアバッグ類（シートベルトプリテンショナー）を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。また、正当な理由なしに未処理エアバッグ・モジュールを保管していた。  
＜規約第7条1.（5）および（8）＞
- H23年6月（関東地方）  
エアバッグ類（サイドエアバッグ、カーテンエアバッグ、シートベルトプリテンショナー）を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。また、エアバッグ類（運転席・助手席）を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。  
＜規約第7条1.（5）＞
- H23年6月（関東地方）  
「エアバッグ類適正処理情報」等に記載している業務手順・作業方法が守られておらず、相当の期間を定めて是正を促しても是正しなかった。  
＜規約第7条1.（1）＞